

浦河町
子ども読書推進計画

＜第2次計画＞
令和1年度～令和3年度



浦河町教育委員会

令和2年3月作成

目 次

第1章 子ども読書推進のための基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	P1
2 基本理念	P2
3 基本目標	P3
4 計画の対象	P3
5 計画の期間	P4
6 計画の位置づけ(計画の構造)	P5

第2章 推進計画

基本目標1. 地域全体で子どもが本に親しむ機会の推進 P7

推進方策1-1 家庭における本に親しむ機会の推進 P7

重点項目1-1-1 子どもが本に親しむ習慣化に向けた取り組み P7

推進方策1-2 地域における本に親しむ機会の推進 P9

重点項目1-2-1 乳幼児期から本に親しむ機会の充実 P9

推進方策1-3 学校における本に親しむ機会の推進 P9

重点項目1-3-1 計画的・継続的な本に親しむ機会の推進 P10

基本目標2. 子どもが本に親しむための環境整備 P12

推進方策2-1 公共図書館等の取り組み P12

重点項目2-1-1 環境整備や学校への支援 P12

推進方策2-2 学校図書館の取り組み P14

重点項目2-2-1 学校図書館の充実 P14

重点項目2-2-2 公共図書館や保護者との連携 P15

基本目標3. 子どもが本に親しむための普及・啓発 P17

推進方策3-1 公共図書館の普及・啓発活動の充実 P17

重点項目3-1-1 地域への情報発信の充実 P17

推進方策3-2 学校における普及・啓発活動の充実 P18

重点項目3-2-1 本に親しむ習慣の形成への取り組み P18

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律 P20

浦河町の人口推移 P22

1 計画策定の趣旨

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」が施行され、国と地方公共団体は、子どもの読書の推進に関する施策を総合的に策定し、実施することが定められました。

当町においては、昭和56年度に社会教育・体育中期計画（昭和56年度～昭和58年度）を策定して以来、生活の向上や自己の充実を目指す生涯学習社会の実現をめざし、第1期から第7期生涯学習推進中期計画（令和1年度～令和3年度）を策定し、その中で子どもを含む町民の読書推進を網羅し、まちづくりを進めてきました。

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものでありますが、テレビやインターネット等、様々な情報メディアの普及や子どもたちの生活環境の変化、さらに幼児期からの読書習慣の未形成等を背景とした今日の子どもの読書離れは、ここ数年やや回復傾向にあるものの、以前として憂慮すべき状態であり、社会全体で子どもの読書の一層の推進を図る必要があります。

本計画は、浦河町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書が行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ることを基本理念として、施策の総合的・計画的な推進のために策定するものです。

¹【子どもの読書活動の推進に関する法律】

平成13年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

2 基本理念

子どもが「いつでも」「どこでも」「自ら」本に親しむ環境づくり

子どもたちの健やかな成長は、すべての大人の願いであり、子どもたちが夢や希望をもって過ごせるよう配慮する必要があります。

しかし、テレビ、インターネット、携帯電話などの情報メディアが急速に発達・普及し、大量の刺激的な情報が簡単に瞬時に入手できるようになり、利便性が向上した一方、子どもたちは、テレビやインターネット、ゲームに時間をとられ、それに伴う文字・活字離れが懸念されています。

また、少子高齢化、核家族化の進展によるライフスタイルや価値観の多様化により、子どもと大人の関わりも変化し、児童虐待、いじめなど、子どもたちの成長に大きく影響を及ぼしています。

こうした中で、豊かな生活体験・社会体験、事前体験など様々なことを経験させることが求められており、考える力・豊かな人間性を育むことが重要な課題になっています。

とりわけ、読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、一人ひとりが充実した人生をおくるために欠くことのできないものであります。また、読書は、多くの知識を習得し、多様な文化を理解し、学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的探求心や真理を求める態度もやしなわれます。

このようなことから、子どもたちが読書に親しみ、読書習慣を身に付け、読書に喜びを感じるができるよう「いつでも、どこでも読書ができる環境」をこれまで以上に充実させるため、具体的な取り組みを推進していきます。

3 基本目標

基本目標1. 地域全体で子どもが本に親しむ機会の推進

推進方策1-1 家庭における本に親しむ機会の推進

重点項目1-1-1 子どもが本に親しむ習慣化に向けた取り組み

推進方策1-2 地域における本に親しむ機会の推進

重点項目1-2-1 乳幼児期から本に親しむ機会の充実

推進方策1-3 学校における本に親しむ機会の推進

重点項目1-3-1 計画的・継続的な本に親しむ機会の推進

基本目標2. 子どもが本に親しむための環境整備

推進方策2-1 公共図書館等の取り組み

重点項目2-1-1 環境整備や学校への支援

推進方策2-2 学校図書館の取り組み

重点項目2-2-1 学校図書館の充実

重点項目2-2-2 公共図書館や保護者との連携

基本目標3. 子どもが本に親しむための普及・啓発

推進方策3-1 公共図書館の普及・啓発活動の充実

重点項目3-1-1 地域への情報発信の充実

推進方策3-2 学校における普及・啓発活動の充実

重点項目3-2-1 本に親しむ習慣の形成への取り組み

4 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳とします。

- 1) 乳幼児期 (0歳～6歳) 小学校入学前の子ども
- 2) 小学生期 (6歳～12歳) 小学校児童
- 3) 中学生期 (12歳～15歳) 中学校生徒
- 4) 高校生期 (15歳～18歳) 高等学校生徒

各期の特徴

1)乳幼児期(0歳～6歳)「本に出会う」

乳幼児期は、大人の語りかけに反応し、そのくり返しの中で言葉を獲得し、一語文から二語文、多語文へと進み、文を構成するようになります。この過程で言語思考の力が育てられていきます。語りかけから対話、わらべうたや遊びうたのくり返しなどによって語彙が豊かになり、絵本の読み聞かせによって絵と言葉を楽しむようになっていきます。生活体験や言葉によってまわりとのコミュニケーションがひろがっていきます。

2)小学生期(6歳～12歳)「本に親しむ」

小学生期は、低学年では読み聞かせからひとり読みに移行し、絵がなくてもお話をイメージできるようになっていきます。未知の世界を知ることは楽しいと感じ、物語の世界では作中の人物と一体化して様々な追体験を重ね、自分の興味を見つけて、読書の楽しさを知ります。高学年になると、より一層読書の中で想像力や思考力を働かせて幅広いジャンルの本に目を向けるようになり、物語だけでなく各教科、総合的な学習における調べ学習などを通して目的にあった本を読もうとするようになります。

3)中学生期(12歳～15歳)「本から学ぶ」

中学生期は、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化し、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身も著しく成長する時期でもあります。

中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど自己の在り方を考えていく上での大きな力になり、独自の価値観をつくっていく大切な時期となります。

4)高校生期(15歳～18歳)「本と生きる」

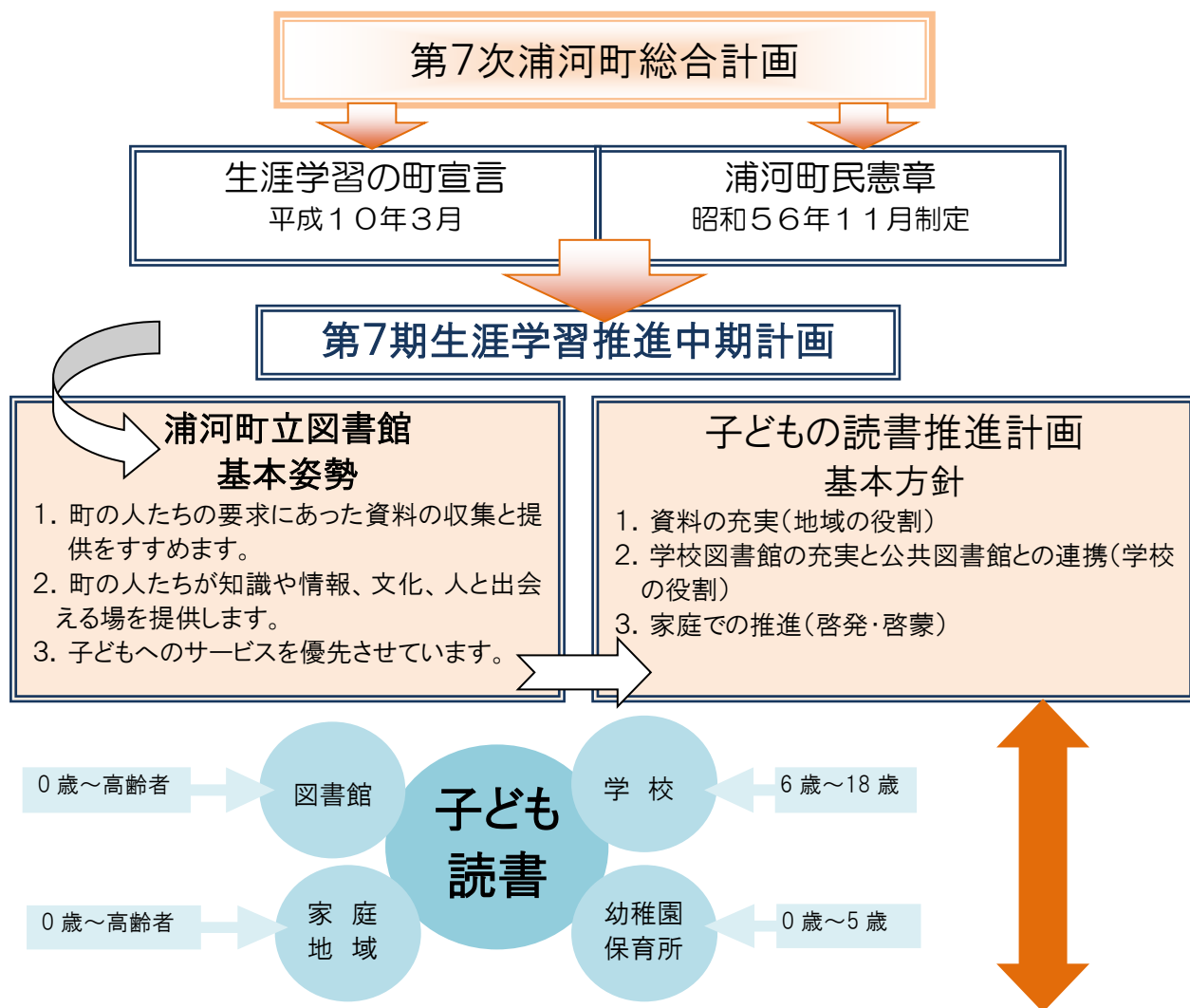
高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、多くの本を読んで人としての在り方・考え方・自らの生き方について深く考える時期であり、自らが確立される重要な時期です。生き方や進路の選択について主体的に学び、思考し、選択していく上で読書がもたらす効用は大きな力になります。

5 計画の期間

この計画期間は令和1年度から3年度の3ヶ年間とします。

6 計画の位置づけ(計画の構造)

子どもの読書推進計画の全体構造



国及び北海道の計画

平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」

- 平成15年 第一次「北海道子どもの読書活動推進計画」
- 平成20年 第二次「北海道子どもの読書活動推進計画」及び「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」
- 平成24年 「子どもの読書活動推進プログラム」
- 平成25年 第三次「北海道子どもの読書活動推進計画」
- 平成30年 第四次「北海道子どもの読書活動推進計画」

第2章 推進計画

基本目標1. 地域全体で子どもが本に親しむ機会の推進

推進方策1-1 家庭における本に親しむ機会の推進

重点項目1-1-1 子どもが本に親しむ習慣化に向けた取り組み

推進方策1-2 地域における本に親しむ機会の推進

重点項目1-2-1 乳幼児期から本に親しむ機会の充実

推進方策1-3 学校における本に親しむ機会の推進

重点項目1-3-1 計画的・継続的な本に親しむ機会の推進

基本目標2. 子どもが本に親しむための環境整備

推進方策2-1 公共図書館等の取り組み

重点項目2-1-1 環境整備や学校への支援

推進方策2-2 学校図書館の取り組み

重点項目2-2-1 学校図書館の充実

重点項目2-2-2 公共図書館や保護者との連携

基本目標3. 子どもが本に親しむための普及・啓発

推進方策3-1 公共図書館の普及・啓発活動の充実

重点項目3-1-1 地域への情報発信の充実

推進方策3-2 学校における普及・啓発活動の充実

重点項目3-2-1 本に親しむ習慣の形成への取り組み

基本目標 1. 地域全体で子どもが本に親しむ機会の推進

子どもたちが本に親しむ機会を促進するためには、社会全体で取り組みを進める必要があります。そのためには、家庭・地域・学校が一体になり本に親しむ様々な取り組みが必要です。

○推進方策1-1 家庭における本に親しむ機会の推進

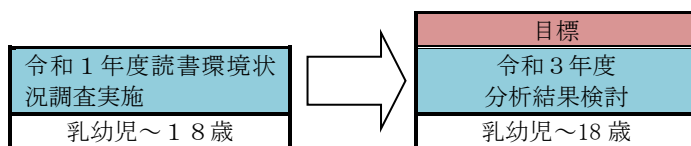
本に親しむ習慣は、日常の生活を通して形成されるため、本に親しむ機会が生活の中に位置付けられ、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

そのため、家庭では、図書館から本を借りて家庭に置き、絵本や物語の読み聞かせをするなど、本に親しむきっかけをつくるのが大切です。

また、子どもが読書に対する興味や関心が高められるよう、保護者による働きかけが望まれます。

重点項目1-1-1 子どもが本に親しむ習慣化に向けた取り組み(家庭)

読書環境についての状況調査の実施



第65回学校読書調査報告(2019年5月調査)では-

2019年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生は11.3冊(前年比+1.5冊)、中学生は4.7冊(前年比+0.4冊)、高校生は1.4冊(前年比+0.1冊)になっています。昨年度に比べ、小学生が前年比+1.5冊と増加しています。中学生・高校生とともに微増しているものの、今後も平均読書冊数の数値に一喜一憂するのではなく、読書指導にいっそう力を入れる必要があります。

この調査では、5月1か月間に読んだ本が0冊の生徒を「不読者」と呼んでいます。今回の調査の結果では、不読者の割合は、小学生は6.8%(前年比-1.3冊)、中学生は12.5%(前年比-2.8%)、高校生は55.3%(前年比-0.3)となっています。昨年度と比べ、小学生・中学生・高校生ともに減少となりました。(全国学校図書館協議会ホームページより)

【具体的な取り組み1】家読²の実施

【家庭での読書の状況】

家庭や図書館で、平日1日あたりの読書時間調査

令和1年度家庭での 読書時間調査 小学生～高校生	⇒	目標	目標
		令和2年度 分析結果検討	令和3年度 目標数値設定
		小学生～高校生	小学生～高校生

【具体的な取り組み2】小学生・中学生・高校生が本に親しむ機会の拡充

【読書推進事業】

事業名	H28	H29	H30	R1
小学読書マスター ³	9人授与			
中学読書マスター				
高校生読書マスター				
北海道日本ハムファイターズ読書 促進全道キャンペーン ⁴ 「クラブを本に持ちかえて」		33人参加 16人達成	8人参加 6人達成	9人参加 4人達成
小学生ビブリオバトル ⁵		30人参加 5人発表	28人参加 5人発表	20人参加 5人発表



目標	令和1年度～令和3年度	小学生・中学生・高校生 実施
----	-------------	----------------

²【家読（うちどく）】家での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取り組み。道教委では、平成23年度から、北海道「朝読・家読運動」を実施している。なお、「朝読（あさどく）」とは、学校における始業前の一斉読書のこと。

³【読書マスター】図書館で作成したおすすめの本のリスト、又は自分で読んだ本を読書ノートに記録し、20冊以上読むと「読書マスター」に認定する

⁴【日本ハムファイターズ読書促進全道キャンペーン】北海道日本ハムファイターズの企画で道内の市町村立図書館に参加してもらい、夏休みの間に読書を頑張った（指定プログラムを完了した）児童を対象にファイターズの試合に招待し、ファイターズのロゴ入りシャープペンシルのプレゼントを行っている。

⁵【ビブリオバトル】書物を表す「ビブリオ」と戦いを表す「バトル」を組み合わせた造語で好きな本の魅力を紹介し合い、聴衆がどの本を一番読みたいかを決める競う、本の紹介を中心としたコミュニケーションゲーム。

○推進方策1-2 地域における本に親しむ機会の推進

乳幼児期から本に親しむことを身に付けることが大切であり、子育てサークルやPTA 研修会等のあらゆる機会を通して啓発することが求められています。

また、公共の場では、親子で多くの本に親しんだり、友達とのコミュニケーションを深める場として期待されています。

そのための各種事業により本と触れ合う楽しさを味わうことのできる工夫が必要です。

重点項目1-2-1 乳幼児期から本に親しむ機会の充実(地域)

【具体的な取り組み1】就学前の幼児への読書活動の充実

【あかちゃん絵本ひろば⁶】開催事業

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
月2回	22回 146人	23回 179人	24回 327人	23回 262人	23回 255人	23回 171人	138回 1,340人
1回当たり	6人	7人	13人	11人	11人	7人	9人



目標	令和3年度	1回当たり10人×月2回×12か月=240人
----	-------	------------------------

⁶ 【あかちゃん絵本ひろば】平成19年度からあかちゃん用の絵本を揃え、ブックスタートとして0歳～2歳を対象にしたおはなし会を実施している。あかちゃん向けブックリスト等も配布を行う。

○推進方策1-3 学校における本に親しむ機会の推進

乳幼児期や小学生期における本との出会いは、本への興味・関心を広げ、中学生期・高校生期は、自我の確立や将来に大きな影響を与えるものです。学校等における本との触れ合いは子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たしています。

そのため学校等においては、子どもの発達段階を踏まえて、本と触れ合う楽しさを指導するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

幼稚園や保育所における読み聞かせ等や、小中高校における、各教科や総合的な学習を通して読書習慣の形成や学校図書館利用の促進が求められています。

重点項目1-3-1 計画的・継続的な本に親しむ機会の推進(学校)

【具体的な取り組み1】

- 1) 読み聞かせなどによる本に親しむ機会の充実(学校訪問おはなし会等)
- 2) 教員や保育士などによる本の紹介など、本と出会う機会の充実
- 3) 保護者との連携による読書活動の推進(図書館ボランティアの活動)

【具体的な取り組み2】

- 1) 「朝読」などの一斉読書の積極的な推進

【学校における一斉読書の取組】

【浦河町】

令和1年度		⇒	目標	
小学校	中学校		令和3年度	
75%	100%		100%	100%

※全国の割合 小学校 96.2%、中学校 92.4% (H27)

- 2) 学校の教育活動全体を通じての多様な本と触れ合う機会の展開と充実

【一斉読書以外の取組】

		読み聞かせ	読書週間	読書時間(放課後図書室開放)	本の紹介(新刊含む)
R1	小学校	4校	3校	3校	0校
	中学校	—	3校	2校	2校
R3 目標	小学校	4校	4校	4校	4校
	中学校	—	3校	3校	3校

3) 各教科や総合的な学習の時間における学校図書館の利活用の促進

【開館状況】

		授業日数と同じ	長期休業も含む	週3,4回
R1	小学校	4校	—	—
	中学校	1校	1校	2校
R3 目標	小学校	4校	—	—
	中学校	3校	1校	—

4) 図書委員会など、児童・生徒の活動を通じた図書室利用の工夫

【活動状況】

		設置	貸出	整理	リクエスト	読書啓発	イベント
R1	小学校	4校	4校	4校	1校	3校	3校
	中学校	3校	3校	3校	3校	3校	3校
R3 目標	小学校	4校	4校		4校	4校	4校
	中学校	3校	3校		3校	3校	3校

基本目標 2. 子どもが本に親しむための環境整備

子どもたちの本に親しむことを習慣化するためには、乳幼児期から高校生期までの発達段階に応じた取り組みができるよう環境を整える必要があります。

そのためには、子どもたちが本の楽しさを知るきっかけづくりが大切であるとともに、場所や機会を提供する必要があります。

○推進方策2-1 公共図書館等の取り組み

家庭における子どもの本に親しむ機会が促進されるよう、発達段階をふまえた環境を整備する必要があります。

そのため、学校や図書館・放課後児童対策施設等において本に親しむ機会の環境づくりの充実に努めます。

重点項目2-1-1 環境整備や学校への支援

【具体的な取り組み1】生涯学習施設の整備(中期計画3-2-1-1)

事業内容	28年度	29年度	30年度	1年度
図書館資料管理用パソコン更新	実施	実施	実施	実施
インターネット接続端末の維持・管理	実施	実施	実施	実施
図書館バスステーションの維持	実施	実施	実施	実施
返却ポイントの維持・増設	維持	維持	維持	増設
資料の収集	実施	実施	実施	実施
読書通帳機 ⁷ の導入				

【具体的な取り組み2】放課後児童対策における本と触れ合う機会の推進

R1		目標
東部児童ひろば	図書あり	R3
ふれあい会館	図書あり	充実
堺町児童館	図書あり	図書の更新
荻伏児童ひろば	学校図書利用	充実
		継続

【具体的な取り組み3】子どもの読書推進(中期計画1-1-1-3)

事業内容	H28	H29	H30	R1
あかちゃん絵本ひろば	実施	実施	実施	実施
読書推進事業(読書マスター、ファイターズ読書促進イベント参加、ビブリオバトル等)	実施	実施	実施	実施
手づくりあそびのつどい	実施	実施	実施	実施
読書週間事業	実施	実施	実施	実施
ブックスタート	実施	実施	実施	実施

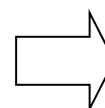
⁷ 【読書通帳機】図書館で借りた本を通帳に記録するための、銀行のATMのような機械。子どもの読書意欲向上や親子での図書館利用の増加を図る。

【具体的な取り組み4】 手づくりあそびのつどい⁸

事業名	H26	H27	H28	H29	H30
手づくりあそびのつどい	82人	98人	45人	47人	36名
クリスマスおはなし会とお菓子の家を食べる会	45人	50人	70人	60人	40名
季節のおたのしみ会事業（七夕・ひなまつり）	39人	25人	12人	20人	15名
ハロウィンおはなし会	—	30人	25人	34人	—

【具体的な取り組み5】 うらら号⁹貸出の充実

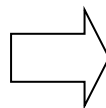
	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	8,282	6,958	9,816	14,225	13,767
中学校	247	252	470	1,115	415
保育所幼稚園	1,619	1,409	1,567	1,307	1,407



目標
R3
14,000
500
1,500

【具体的な取り組み6】 児童図書貸出の充実

年度	貸出数(冊)	内児童図書(冊)
H30	146,213	54,675
H29	142,419	48,478
H28	130,309	41,492



目標
R3
児童図書のみ 55,000

⁸ 【手づくりあそびのつどい】飾りものの工作や、季節の遊びなど行う。

⁹ 【うらら号】移動図書館、小学校には月2回、中学校、高校は月1回巡回している。学校から依頼のあった集団読書用図書や団体貸出の本も運ぶ。

○推進方策2-2 学校図書館の取り組み

学校図書館は、学びの場であるとともに、本に親しむ場として、成長を支える役割を担っています。

学校教育においては、基礎・基本的な知識や技能を確実に習得させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、学習に取り組む態度を養うため、言語活動の充実が求められています。

そのため、授業において、学校図書館の活用を図り、本に親しむ機会を充実させる必要があります。

また、学校図書館は、好きな本を選ぶ、読む、調べ学習の拠点になるなど「いつでも開いている図書館」が求められ、司書教諭や担当職員を中心に、充実に努める必要があります。

重点項目2-2-1 学校図書館の充実

【具体的な取り組み1】 学校図書館図書標準¹⁰ における標準冊数の達成に向けた計画的な整備

R3年度までに、小学校では100%、中学校においても100%とする。

【具体的な取り組み2】 学校図書館担当職員(「学校司書」)の配置

学校図書館の充実を図るため学校図書館司書の配置をする必要があります。

	R1		目標
			R3
小学校	0校	⇒	4校
中学校	0校		3校

※全国学校図書館を配置している割合 小学校 68.0%、中学校 65.0% (H28)
 ※全道学校図書館を配置している割合 小学校 14.2%、中学校 14.9% (H28)

【具体的な取り組み3】 町内学校図書館の蔵書の充実

		0～5000冊	5000冊～10000冊
R1	小学校	—	4校
	中学校	2校	1校
R3 目標	小学校	—	4校
	中学校	—	3校

※全国学校図書館 小学校 10,335冊、中学校 11,579冊 (R1)

【具体的な取り組み4】 貸出冊数制限の廃止

		制限あり	1冊	2冊	3冊	4冊	5冊	無し
R1	小学校	4校	4校	—	—	—	—	—
	中学校	2校	—	—	1校	1校	—	1校
R3 目標	小学校	—	—	—	—	—	—	4校
	中学校	—	—	—	—	—	—	3校

¹⁰ 【学校図書館図書標準】 公立の義務教育学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省が定めたもの。例えば、小学校で学級数が7～12の場合、7学級であれば5560冊が標準冊数であり1学級増えるごとに480冊ずつ増加する。

重点項目2-2-2 公共図書館や保護者との連携

【具体的な取り組み1】 公共図書館との連携の充実

浦河		R 1	⇒	目標
	小学校	100.0%		R 3
	中学校	100.0%		100.0%
				100.0%

※全道の割合 小学校 71.2% 中学校 52.3% (H27)

【具体的な取り組み2】 学校との連携事業の充実

		H27	H28	H29	H30
図書館連絡会議 ¹¹ の開催	小中学校図書担当	年3回	年3回	年3回	年3回
集団読書用図書 ¹² の提供	219タイトル7,157冊	740冊貸出	894冊貸出	1,639冊貸出	507冊貸出
図書館見学	全小学校3校	7件194人	4件102名	7件141名	4件114人
職業体験学習の受入	中学校・高校	3件14名	3件14名	4件13名	3件11名
学校訪問おはなし会	・浦河小学校	1回6時間	1回6時間	3回6時間	3回6時間
	・堺町小学校	3回12時間	3回12時間	6回12時間	6回12時間
	・東部小学校				
	・荻伏小学校	2回6時間	2回12時間	6回12時間	6回12時間
図書館利用説明会 ¹³	4~5月	小学新1年生	小学新1年生	小学新1年生	小学新1年生
読書記録ノート ¹⁴ の配布		配布	配布	配布	配布
読書通帳 ¹⁵ の配布					

目標	R3
図書館バスうらら号での貸出	実施
学校訪問おはなし会	実施
図書館連絡会議	実施
図書館利用説明会	実施
集団読書用図書の提供	実施
読書記録ノートの配布	実施
読書通帳の配布	実施

【具体的な取り組み3】 学校図書館活動や読書に関する情報交換や研修機会の充実

図書館連絡会議	令和1年度	⇒	目標
	全学校		令和3年度
	年3回		継続
			継続

¹¹ 【図書館連絡会議】 町立図書館と学校との相互理解と協力を図り、児童生徒の読書推進に寄与するための会議。

¹² 【集団読書用図書】 同一タイトルの本図書20~40冊を揃えて提供。

¹³ 【図書館利用説明会】 新1年生に向けた利用説明会。利用カードをつくり図書館の利用方法を説明する。

¹⁴ 【読書記録ノート】 「わたしがよんだ本」自分の読んだ本を記録しておくノートで50冊記載可。

¹⁵ 【読書通帳】 図書館で借りた本を記録するための通帳。読書通帳で印刷する。336冊記載可能。

【具体的な取り組み4】 ボランティアの育成と学校等への派遣

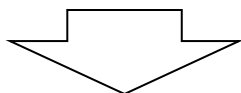
団体名	活動内容	R1
おはなしサークル「かくれんぼ」 ¹⁶	絵本の読み聞かせ奉仕	3校



目標
R3
継続

【具体的な取り組み5】 ボランティアの活用の拡充(図書館ボランティア)

		活用	配架・貸出	飾り付け	読み聞かせ
全国 H27	小学校	81.4%	16.0%	43.5%	93.4%
	中学校	30.0%	29.3%	51.6%	54.8%
浦河 R1	小学校	4校	3校	3校	4校
	中学校	1校	1校	0校	0校



		活用	配架・貸出	飾り付け	読み聞かせ
R3	小学校	81.4%	4校	4校	4校
	中学校	3校	3校	—	—

¹⁶ 【おはなしサークル「かくれんぼ」】読み聞かせのボランティアグループ（平成2年に結成）

基本目標 3. 子どもが本に親しむための普及・啓発

子どもが本に親しむ機会を社会全体で推進するために、意義や重要性を広く知らせる必要があります。

そのためには、図書館や学校等が、子どもが読書を好きになるような取組を実施したり、関係機関や団体等と連携し、意識の啓発に向けた事業を推進することが重要です。

○推進方策3-1 公共図書館の普及・啓発活動の充実

子どもたちの読書活動を推進するためには、本や本に親しむ活動の情報を発信することが求められています。

重点項目3-1-1 地域への情報発信の充実

子どもたちの読書活動を推進するためには、地域全体で本や本に親しむ活動の情報を発信することが求められています。

【具体的な取り組み1】 読書週間¹⁷事業及びこどもの読書週間¹⁸の充実
「子ども読書の日¹⁹」や「こどもの読書週間」における事業の実施と情報の提供

事業名	H28	H29	H30	R1
人形劇のつどい	1件 100人	1件 200人	2件 430人	1件 121人
てづくりあそびのつどい (七夕、ひなまつり、うちわ作り)	2件 45人	2件 47人	2件 39人	2件 52人
おたのしみ会 (七夕、ハロウィン、クリスマス)	3件 107人	2件 106人	1件 40人	2件 62人
森雅之原画展	30点	26点	—	62点
こどもの読書週間事業	2件42人	2件29人	4件	2件
利用者と図書館を結ぶつどい (うらら号のつどい)	40人	35人	22人	24人
関連施設共催事業(生涯学習事業等)	3件	2件	2件	2件
ビブリオバトル(H28「読書マスター」)	9人授与	23人参加 4人発表	28人参加 5人発表	20人参加 5人発表

¹⁷【読書週間】1974年(昭和22年)読書の力によって、平和な文化国家をつくるため第1回『読書週間』が開催された。翌第2回から10月27日～11月29日(文化の日を中心にした2週間)と定められ、2020年に第74回を迎える。

¹⁸【こどもの読書週間】1959年(昭和34年)子どもたちにもっと本を、との願いから社団法人読書推進運動協議会によって制定され、2000年の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日になった。

¹⁹【子ども読書の日】国民の間に広くこどもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「こどもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)によって4月23日と定められた。

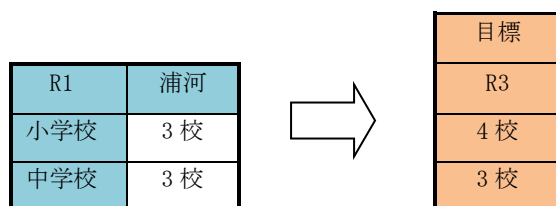
○推進方策3-2 学校における普及・啓発活動の充実

教員や保育士が本に親しむ事や読書の意義を理解し、計画的・継続的に推進していく必要があります。そのため、子どもの実態をふまえて、多様な指導により望ましい読書習慣の形成を図ることが求められています。さらに、本に親しむよう、様々なジャンルの図書を紹介し、幅が広がるよう工夫する必要があります。

重点項目3-2-1 本に親しむ習慣の形成への取り組み

【具体的な取り組み1】読書活動や学校図書館の利用についての啓発

- 1) ホームページや「だより」の発行による情報提供

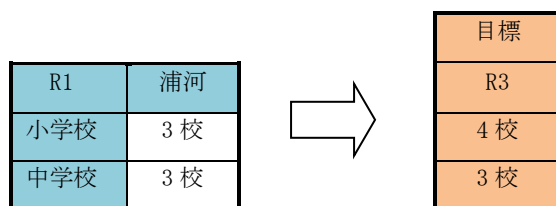


※全道の割合 小学校 97.2% 中学校 97.7% (H28)

- 2) 昼食時における校内放送の活用（新刊図書の紹介やブックトークなど）

【具体的な取り組み2】読書集会など、読書に係る学校行事や学校図書館に係る行事の実施

- 1) 「読書強調週間」や「読書強調月間」、「校内読書の日」などの設定



- 2) 保護者や地域のボランティアとの連携による取組
- 3) PTA総会や学級懇談会等での「朝読・家読運動」の啓発

資 料



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

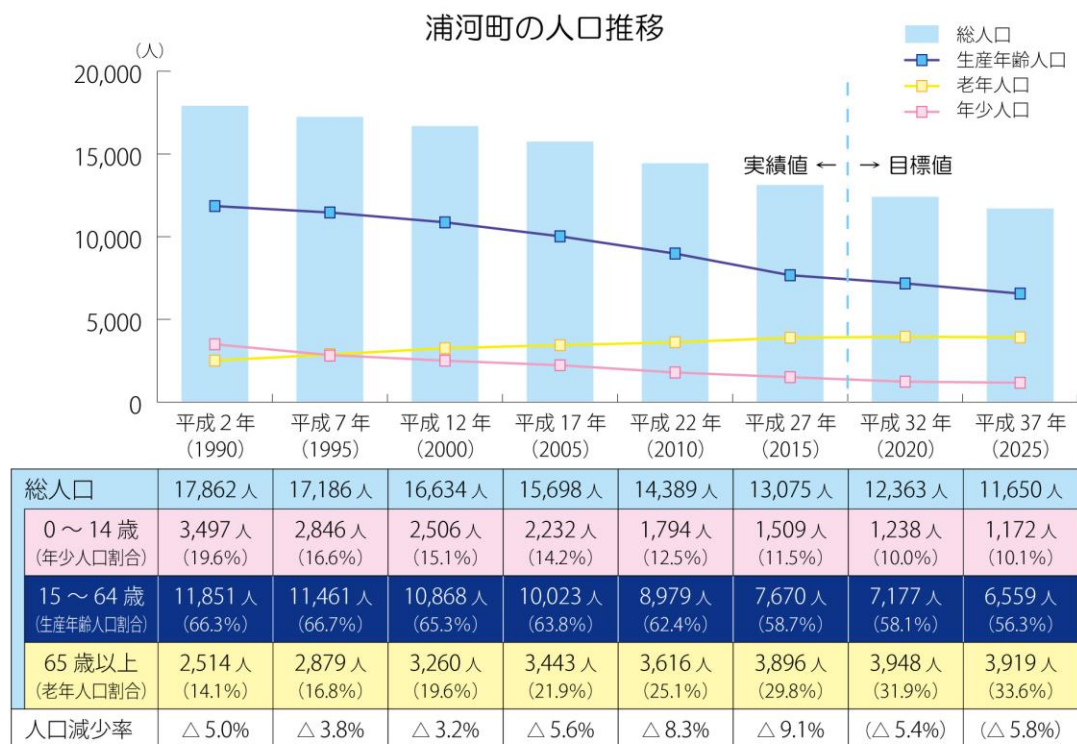
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

◎浦河町の人口推移



※平成32(2020)年以降は、浦河町人口ビジョンによる目標値

※浦河町の人口推移「第7次浦河町総合計画 2017-2026」2ページ目より抜粋